

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十四号

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年半田市規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十三号中「までの期間」の下に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内はこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、一の年の六月から十月までの期間）」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。